

制度の見直しについて

【平成23年度 経過的運営】

平成22年11月に厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会から、「手数料によらずに運営できる制度へ変更すべきある。」との意見があり、これを受けた厚生労働省の方針を踏まえ、平成23年度は以下のとおりの運営としました。

- ・ 既存事業所については、報告・訪問調査を行わず、国が暫定的に設置する公表システムサーバー（以下「暫定サーバー」という。）において平成22年度分の情報について公表を継続します。
- ・ 新規事業者の報告・公表については、暫定サーバーを通して、長野県指定情報公表センターは報告を受け、暫定サーバーを通じ公表します。
- ・ 手数料は徴収しません。

【平成24年度 見直しの内容】

現行の制度



制度見直し後

手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事が条例により定める。 ・ 手数料（公表手数料、調査手数料）を介護サービス事業者より徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り手数料によらないで運営できる仕組みとする。但し、地方自治法に基づき手数料を徴収することは可能。
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業者が報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事が必要と認める場合に実施 都道府県において指針、国においてガイドラインを作成 基本情報も調査対象とする
公表される情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報 ・ 調査情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報、調査情報 ・ 介護サービスの質や介護従事者に関する情報の公表について配慮
公表対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービスを含む50サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告の一体化を可能にする
公表システムサーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県が設置し、管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国においてサーバーを一元的に管理 各都道府県は、国が設置したサーバーを活用して公表事務を実施可能
虚偽報告等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取り消し、又は停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左